

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書 (託送供給等約款)

当社は、このたび、電気事業法第18条第1項の規定に基づき変更申請を行なった託送供給等約款（2024年4月1日実施。）において、消費税等相当額を含んだ料金率を設定および変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、Ⅲ（料金）および附則5（離島についての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

### (1) Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
接続送電サービス料金		
低圧で供給する場合		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	35.04	3.19
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	70.07	6.37
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	140.14	12.74
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	210.20	19.11
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	350.34	31.85
100ワットをこえる1灯につき	350.34	31.85
100ワットまでごとに		
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	104.64	9.51
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	209.29	19.03
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	209.29	19.03

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	242.00	22.00
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により 接続送電サービス契約電流または 接続送電サービス契約容量を定める場合 接続送電サービス契約容量 1キロボルトアンペアにつき	192.50	17.50
接続送電サービス契約電流が 5アンペアまたは15アンペアの場合 接続送電サービス契約電流 5アンペア	96.25	8.75
接続送電サービス契約電流15アンペア	288.75	26.25
電力量料金		
1キロワット時につき	6.83	0.62
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	242.00	22.00
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により 接続送電サービス契約電流または 接続送電サービス契約容量を定める場合 接続送電サービス契約容量 1キロボルトアンペアにつき	192.50	17.50
接続送電サービス契約電流が 5アンペアまたは15アンペアの場合 接続送電サービス契約電流 5アンペア	96.25	8.75
接続送電サービス契約電流15アンペア	288.75	26.25
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	7.16	0.65
夜間時間		
1キロワット時につき	6.45	0.59
電灯従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	10.80	0.98
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	539.00	49.00
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	396.00	36.00
電力量料金		
1キロワット時につき	4.69	0.43

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	539.00	49.00
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により 接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	396.00	36.00
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	4.90	0.45
夜間時間		
1キロワット時につき	4.43	0.40
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	13.52	1.23
高圧で供給する場合		
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	748.00	68.00
電力量料金		
1キロワット時につき	1.76	0.16
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	748.00	68.00
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	1.88	0.17
夜間時間		
1キロワット時につき	1.66	0.15
高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	14.03	1.28

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
特別高圧で供給する場合		
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	572.00	52.00
電力量料金		
1キロワット時につき	0.85	0.08
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	572.00	52.00
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	0.87	0.08
夜間時間		
1キロワット時につき	0.80	0.07
特別高圧従量接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	10.22	0.93
1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する 場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	635.80	57.80
特別高圧で供給する場合	486.20	44.20

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時接続送電サービス料金		
低圧で供給する場合		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3.10	0.28
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	6.22	0.57
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	6.22	0.57
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	62.12	5.65
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	62.12	5.65
電灯臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	7.51	0.68
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力		
1キロワット1日につき	92.14	8.38
動力臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	5.62	0.51
高圧で供給する場合		
高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	2.11	0.19
特別高圧で供給する場合		
特別高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	1.01	0.09
予備送電サービス料金		
予備送電サービスA		
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	97.90	8.90
特別高圧で供給する場合	93.50	8.50
予備送電サービスB		
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	151.80	13.80
特別高圧で供給する場合	124.30	11.30

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
系統連系受電サービス		
系統連系受電サービス料金		
基本料金		
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	93.47	8.50
電力量料金		
1キロワット時につき	0.28	0.03
系統設備効率化割引		
系統設備効率化割引単価		
系統設備効率化割引A単価		
受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合		
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき		
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分A-1の場合	27.73	2.52
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分A-2の場合	4.92	0.45
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分A-3の場合	2.45	0.22
22（系統連系受電サービス）(3)ハ(p)a(a)以外の場合		
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき		
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分A-1の場合	27.73	2.52
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分A-2の場合	9.82	0.89
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分A-3の場合	4.92	0.45
系統設備効率化割引B単価		
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき		
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分B-1の場合	60.95	5.54
別表2（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分B-2の場合	21.54	1.96

(2) 附則5（離島についての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
系統連系受電サービス料金	円 銭	円 銭
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	88.68	8.06
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等		
1キロワット時につき	311.20	28.29
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等		
1キロワット時につき	16.40	1.49